

# 盛土等防災マニュアル（案）

---

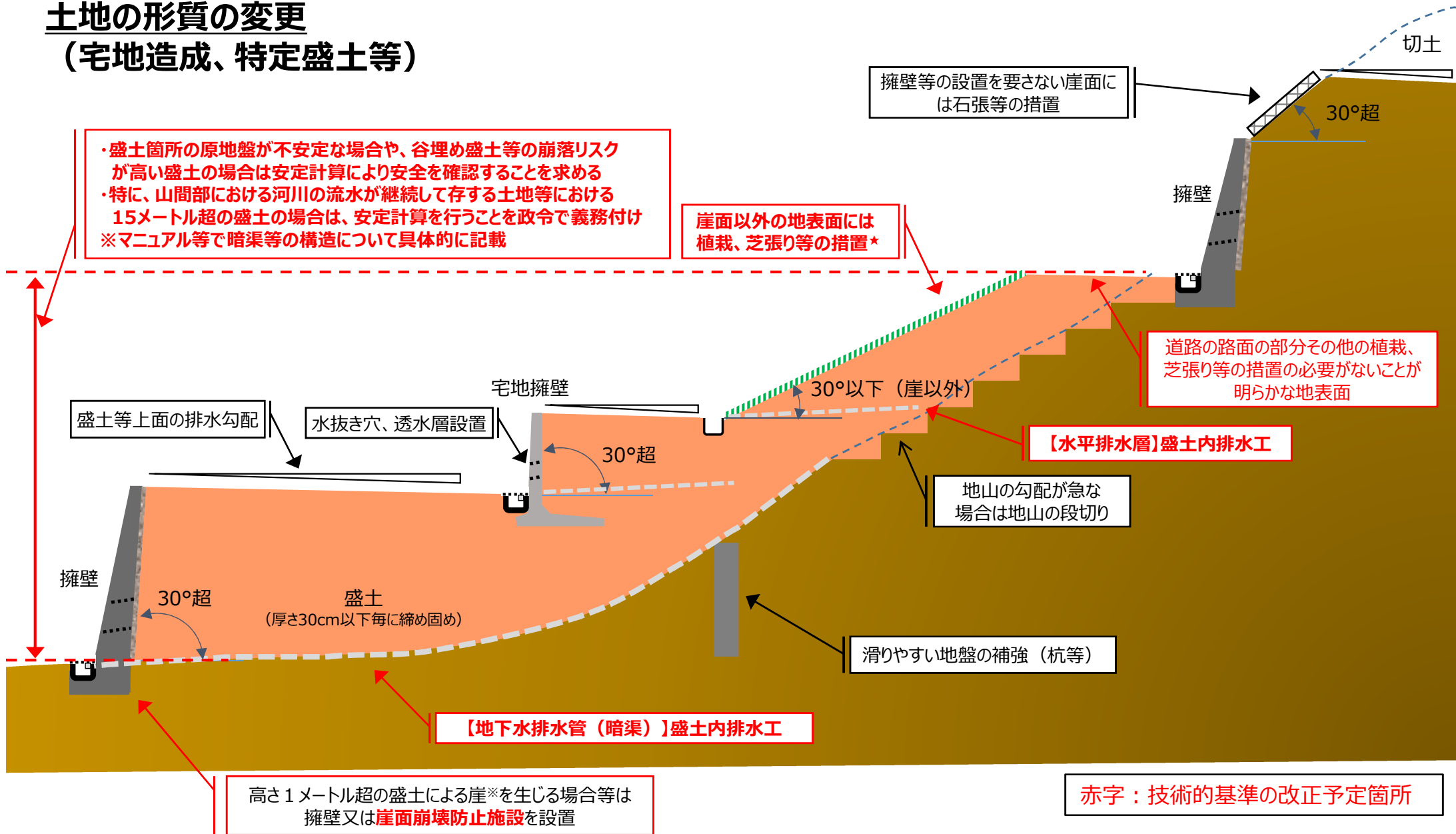
# 土地の形質の変更に係る技術的基準（政令）

検討会時点案

概要	規定 <span style="color: red;">（赤字：新たに規定する内容）</span>
擁壁、排水施設、その他の施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁、<span style="color: red;">崖面崩壊防止施設</span>、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留</li> </ul>
地盤について講ずる措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土をする場合に、地表水等の浸透による緩み等が生じない措置（盛土の締め固め、<span style="color: red;">盛土内に浸透した地表水等を排除するための透水層の設置</span>、地滑り抑止ぐい設置等）</li> <li>・急傾斜地で盛土をする場合に、地山の段切り等の措置</li> <li>・盛土又は切土の上面の排水勾配</li> <li>・<span style="color: red;">山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして主務省令で定める土地において高さ15メートル超の盛土をする場合は、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算により盛土後の地盤の安定が保たれることを確認</span></li> <li>・切土をする場合に、滑りやすい地盤の補強</li> </ul>
擁壁等の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ1メートル超の盛土による崖を生じる場合等は、擁壁を設置  <ul style="list-style-type: none"> <li>※ただし、擁壁の設置を要さない条件は以下のとおり</li> <li>(イ) 切土した土地の地質・勾配が一定条件を満たす場合</li> <li>(ロ) 安定計算により擁壁を要さないことを確認した場合</li> <li><span style="color: red;">(ハ) イ、ロ以外の崖面で、崖面崩壊防止施設が設置された崖面</span></li> </ul> </li> <li>・擁壁は構造計算等により設計</li> <li>・擁壁には水抜き穴等を設置</li> </ul>
崖面及びその他の地表面について講ずる措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<span style="color: red;">擁壁又は崖面崩壊防止施設</span>の設置を要さない崖面には石張り等の措置</li> <li>・<span style="color: red;">崖面以外の地表面には植栽、芝張り等の措置</span>  <ul style="list-style-type: none"> <li>※ただし、植栽、芝張り等の設置を要さない地表面は以下のとおり</li> <li>(イ) <span style="color: red;">排水勾配を付した盛土又は切土の上面</span></li> <li>(ロ) <span style="color: red;">道路の路面の部分その他当該の措置の必要がないことが明らかな地表面</span></li> <li>(ハ) <span style="color: red;">農地等で植物の生育が確保される地表面</span>★（例）畑等の利用が想定される土地</li> </ul> </li> </ul>
排水施設の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土又は切土において、地表水等を適切に排除する管渠等に対し、構造等を規定  <ul style="list-style-type: none"> <li>(例) 管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること 等</li> </ul> </li> <li>・<span style="color: red;">盛土をする場合において、盛土をする前の地盤面から盛土内へ地下水が浸入するおそれがあるときについて、地下水を排除する排水施設の配置・構造を規定</span></li> </ul>

★：特定盛土等に限る。

## 土地の形質の変更 (宅地造成、特定盛土等)



※ 「崖」とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のもの  
★ 宅地造成、特定盛土等のそれぞれについて、植栽、芝張り等の措置が不要な条件を規定

# 土石の堆積に係る技術的基準（政令）

※全項目、新規に規定

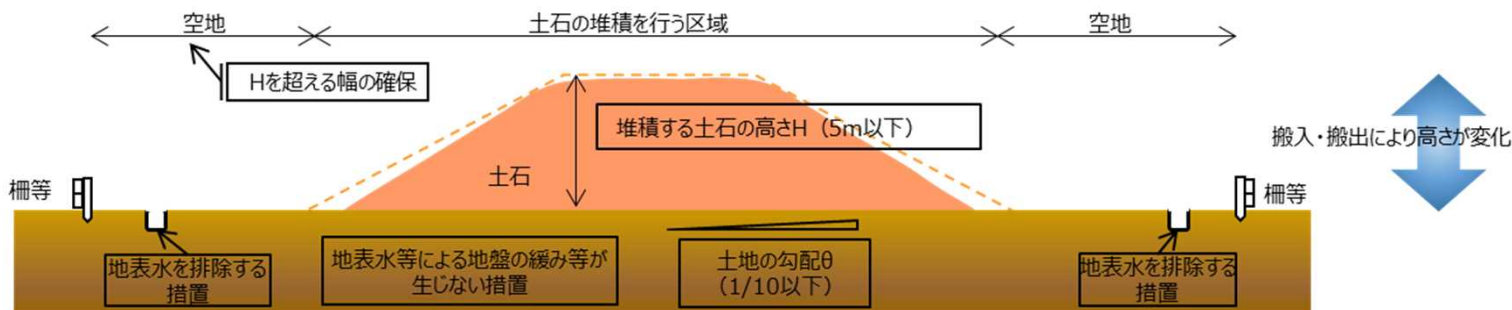
検討会時点案

概要	規定
地盤の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堆積する土地の地盤の勾配は10分の1以下 （堆積した土石の崩壊を防止するために必要な措置を講ずる場合を除く）</li> <li>・地表水等による地盤の緩み等が生じない措置</li> </ul>
周辺の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下(イ)(ロ)のいずれかに該当する空地（勾配10分の1以下）の確保 （イ）堆積する土石の高さが5メートル以下の場合、当該高さを超える幅の空地 （ロ）堆積する土石の高さが5メートル超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地</li> <li>・堆積した土石の周囲への柵等の設置</li> </ul> <p>※ただし、堆積する土石の高さを超える鋼矢板を設置するもの等は除く</p>
土石の崩壊防止措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堆積した土石の崩壊を防止するため地表水を排除する措置</li> </ul>

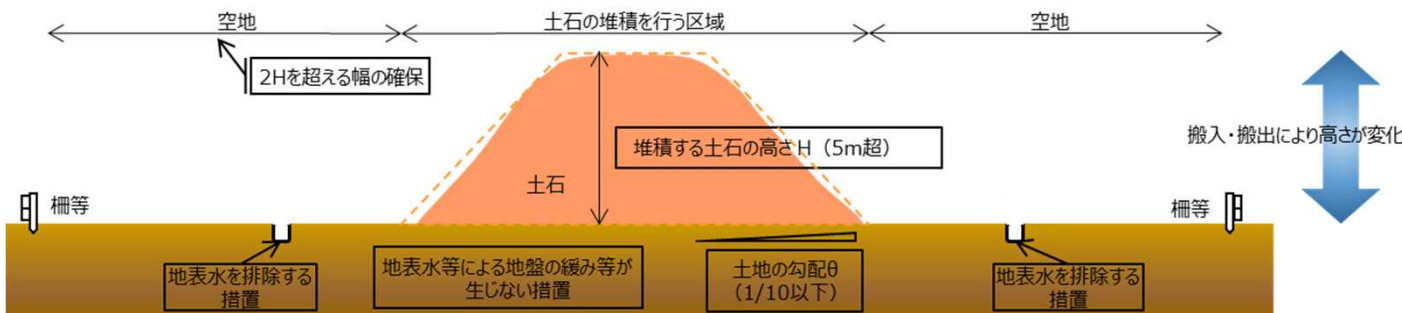
（注）「土石の堆積」とは、一定期間を経過した後に搬出することを前提とした、土石を堆積する行為

## 【参考】土石の堆積の技術的基準（政令）全般の概念図

（イ）堆積する土石の高さが5m以下の場合、当該高さを超える幅の空地の設置



（ロ）堆積する土石の高さが5m超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地の設置



# 現行マニュアルからの改正概要

## 【改正方針】

### 1.改正の位置付け

令和3年7月に熱海市において発生した土石流災害を契機に**盛土規制法**を制定。これを踏まえ、盛土等に関連する事業を事業者が実施する際及び自治体が条例を作成する際の**技術的助言**として、国からの通知「宅地防災マニュアル」（令和元年6月28日版）を改正し、「**盛土等防災マニュアル**」を策定。

### 2.改正の視点

#### ● 規制区域の拡大

盛土規制法に基づく規制区域が、従来の宅地造成工事規制区域よりも広範囲に拡大されることにより、これまで以上に、**山地・森林の場が有する複雑性・脆弱性**や**溪流・集水地形**といった**特性への配慮**が必要。

#### ● 規制対象の拡大

住宅用地等の造成の際に行われる盛土等だけでなく、**残土処分場**や**太陽光発電施設等の多様な開発形態、土石の堆積等**を考慮した規制が必要。

#### ● 盛土等の安全性の確保

熱海市等の**災害事例を踏まえた規制の強化**が必要。  
(地下水の影響、盛土本体の性能、周辺地盤への影響等)

### 3.改正方針

- ① **山地・森林の場が有する複雑性・脆弱性等の特性に対する配慮**について記載（地形・地質・森林植生・周辺の自然斜面への配慮）
- ② **溪流等における盛土**については、**通常の盛土の規定に加え、必要な措置を規定**（間げき水圧の考慮、液状化判定等の実施、三次元解析の実施等）
- ③ 太陽光発電施設の設置等に伴い形成される**崖面以外の地盤面（緩勾配の斜面）の保護**について基準を規定
- ④ 地盤の変動等の擁壁の機能を損なう事象が生じる場所での利用が考えられる、**崖面崩壊防止施設**について基準を規定
- ⑤ 盛土等の安全をより確実に担保するため、施工時の**中間検査**及び**定期報告**について基準を規定
- ⑥ 規制対象となった**土石の堆積**の基準を規定

## 主な構成

### 【改正方針】

- 「IX 崖面崩壊防止施設」、「XVI 土石の堆積」を追加
- 「XV 滑動崩落防止対策」について、前回のマニュアル改訂時に「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン」の暫定版として記載された経緯があり、すでにガイドラインが公表されたため、本改正で削除

(現行) 宅地防災マニュアル	盛土等防災マニュアル
I 総説	I 総説
II 開発事業区域の選定及び開発事業の際に必要な調査	II 開発事業等実施地区の選定及び開発事業等の際に必要な調査
III 開発事業における防災措置に関する基本的留意事項	III 開発事業等における防災措置に関する基本的留意事項
IV 耐震対策	IV 耐震対策
V 切土	V 盛土
VI 盛土	VI 切土
VII のり面保護	VII のり面保護工及びその他の地盤面の措置
VIII 擁壁	VIII 擁壁
IX 軟弱地盤対策	IX 崖面崩壊防止施設
X 自然斜面等への配慮	X 軟弱地盤対策
XI 治水・排水対策	XI 自然斜面等への配慮
XII 工事施工中の防災措置	XII 治水・排水対策
XIII その他の留意事項	XIII 工事施工中の防災措置
XIV 施工管理と検査	XIV その他の留意事項
XV 滑動崩落防止対策	XV 施工管理と検査
	XVI 滑動崩落防止対策
	XVI 土石の堆積

※青字：改正を行う章



## I 総説

マニュアル改正案 1～2ページ

### 【改訂方針】①

- 盛土規制法の内容を反映した旨を記載
- 山地・森林の場が有する特性や多様な開発形態を考慮する旨を記載
- 安全確保に関する基準は、規制区域にかかわらず基本的に同一とする旨を記載
- 滑動崩落防止対策に関する記載を削除

### 1.目的

- 改正前と対象や規定内容が異なるため、**盛土規制法が制定された背景と、法施行に伴う本マニュアルで整理される対象の拡大**について記載。
- 法改正に伴い、**新たに指定された規制区域を明示**。

### 2.対象範囲

- 「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説」が公表されているため、現行マニュアルに暫定版として記載されていた**滑動崩落防止対策に関する記載を削除**。

### 3.取り扱い方針

- 対象の拡大に伴い、防災措置について、**特に山地・森林の場が有する特性や多様な開発形態を考慮する必要がある旨**を記載。
- 規制区域や行為にかかわらず人命にかかわる可能性があることから、盛土・切土又は土石の堆積いずれの行為においても**規制区域にかかわらず基本的に同一の基準**にする旨を記載。

## Ⅱ 開発事業等実施地区※の選定及び開発事業等※の際に必要な調査

マニュアル改正案 2 ページ

### 【改正方針】①

- 山地・森林の場が有する特性を考慮する旨を記載

#### 1. 開発事業等実施地区の選定

- 対象区域の拡大に伴い、特に山地・森林を開発事業等実施地区に選定する際、留意する必要がある事項について記載。

#### 2. 開発事業等の際に必要な調査

- 対象区域の拡大に伴い、特に山地・森林では盛土等を行う基礎地盤のみならず、周辺の自然斜面についても、より綿密な調査が必要な旨を記載。

## Ⅲ 開発事業等における防災措置に関する基本的留意事項

マニュアル改正案 2 ページ

### 【改正方針】①

- 開発事業等実施地区外からの地表水や地下水に対する措置の記載
- 施工中に必要な防災施設について先行実施する旨を記載

- 対象の拡大に伴い、開発事業等実施地区では様々な周辺状況が想定されるため、当該地区外からの地表水や地下水に対する措置について記載。
- 施工中の防災措置について、施工時の濁水、土砂等による災害及び障害を防止するために必要な措置を先行実施することを明記。

※ 開発事業等：盛土規制法の許可等を必要とする盛土等及び都市計画法の許可を必要とする開発行為  
開発事業等実施地区：開発事業等を実施する地区



## 規制区域

- 都道府県知事等が、**盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域**を**規制区域**として指定
  - **宅地造成等工事規制区域**：市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定
  - **特定盛土等規制区域**：市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア（斜面地等）も指定
- ※「都道府県知事等」とは、都道府県知事、指定都市・中核市の長
- 区域指定に**市町村が関与**できる仕組みを導入（指定の際の市町村への意見聴取、市町村からの指定の申出）
- 都道府県等は、定期的に、規制区域の指定や盛土等による災害防止のための対策に必要な**基礎調査**を実施

## 規制対象

- 規制区域内で行われる盛土等を**都道府県知事等の許可**の対象とする
- 宅地造成等の際に行われる盛土だけでなく、**単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制**
- ※ 許可された盛土等については、①所在地等の一覧を公表するとともに、②現場での標識掲出を義務化し、無許可行為の早期の摘発につなげる。

### 改正前の宅地造成工事規制区域

#### 【規制対象】

- 宅地を造成するための盛土・切土



#### 【区域指定のイメージ】

主に、丘陵地にある市街地（又は今後市街地になりうる土地）の区域を指定

#### <宅地造成工事規制区域（改正前）のイメージ>



### 新制度による規制区域

#### 【規制対象】

※（下線部）：規制を強化する部分

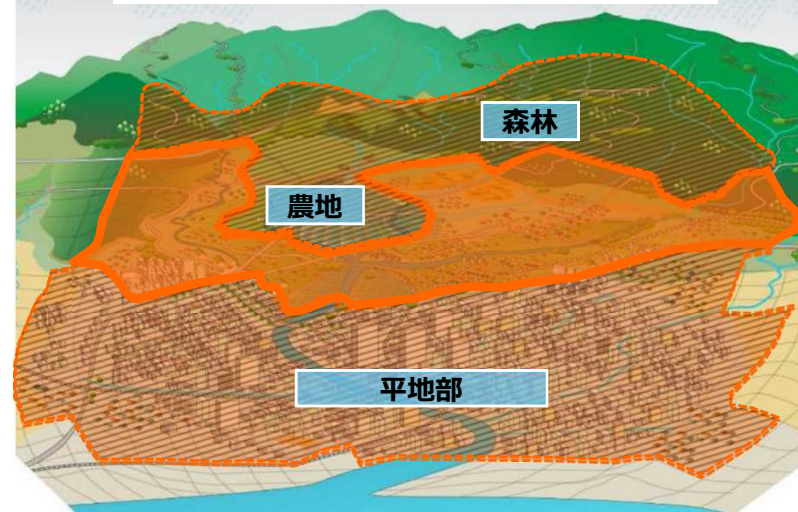
- 土地（森林・農地を含む）を造成するための盛土・切土
- 土捨て行為や一時的な堆積



#### 【区域指定のイメージ】

改正前の宅地造成工事規制区域に加えて、**土砂流出等により人家等に被害を及ぼしうる、森林、農地、平地部の土地を広く指定**

#### <新制度による規制区域のイメージ>



## V 盛土

マニュアル改正案 3～5 ページ

### 【改訂方針】①②

- 山地・森林の場が有する特性への留意点を記載
- 間げき水圧を見込むことが望ましい盛土や液状化判定等を行うことが望ましい盛土について記載
- 溪流等における盛土の措置について記載
- 三次元解析等を行う場合の留意点を記載
- 土地の所有者等が、適切な維持管理により、土地の保全に努める必要があることについて記載

### 1. 原地盤及び周辺地盤の把握

- 入念な調査・検討が必要な基礎地盤として、現行マニュアルに記載されている軟弱地盤のほか、**山地・森林の場が有する複雑性・脆弱性が懸念される地盤**を追記。また、**周辺地盤も含めた調査**と、基礎地盤だけでなく**周辺地盤も含めた盛土全体の安定性**の検討の必要性を記載。

### 2. 排水施設等

#### 2.1 地下水排除工

- **暗渠排水工、基盤排水層、暗渠流末の処理、施工時の仮設排水対策**の必要性について記載。
- 暗渠流末の処理においては特に維持管理の必要性の観点から、マス、マンホール等の**暗渠流末の保護方法**について記載。

### 3. 盛土のり面の検討

#### 3.2 盛土のり面の安定性の検討

- 地下水及び間げき水圧の上昇が懸念される盛土は、**間げき水圧を考慮した安定計算により安定性を検討することが望ましいこと**を記載。ただし、**溪流等で高さ15メートル超の盛土を行う場合は、間げき水圧を考慮した安定計算を標準とする旨**を記載。
- 十分締固めた盛土では液状化等による盛土の強度低下は生じにくいですが、**火山灰質土等の締固め難い材料を用いる盛土や、溪流における高さ15メートル超の盛土については、液状化判定等を実施**することを記載。

### 4. 盛土全体の安定性の検討

- 溪流等における盛土はV・5節を参照する旨を記載。

## V 盛土

マニュアル改正案 5～7ページ

### 5. 溪流等における盛土の基本的な考え方（新規）

- 溪流等における盛土は、**崩壊発生時に溪流を流下し大規模な災害**となることから、慎重な計画が必要であり、通常の盛土の規定に加え、「砂防指定地及び地すべり防止区域内における宅地造成等の大規模開発審査基準（案）」等を参考に、次の措置を規定。

- **盛土高**：盛土の高さは15メートル以下を基本とし「V・3 盛土のり面の検討」に示す安定解析等の措置を行う。  
ただし、15メートルを超える場合については、次の内容を記載。
  - より詳細な地質調査、土質試験等を行った上で二次元の安定計算により、盛土の安全性を確保すること。
  - 間げき水圧を考慮した安定計算を標準とすること及び液状化判定等を実施すること。
  - 規模の大きな盛土は、二次元の安定計算に加え、三次元の変形解析や浸透流解析等（以下「三次元解析」という。）により多角的に検証を行うことが望ましい。  
※ただし、三次元解析を行う場合には、より綿密な調査によって解析条件を適切に設定しなければ、その精度が担保されないこと、及び結果の評価には高度な技術的判断を要することに留意する必要があることや、綿密な調査の結果等から、二次元の変形解析や浸透流解析等（以下「二次元解析」という。）での評価が適当な場合には、二次元解析を適用する旨についても記載。
- **のり面処理**：のり面の末端が流れに接触する場合について、**構造物による保護**が必要である旨を記載。
- **排水施設**：盛土等を行う土地に流入する溪流等の流水は開水路、地山からの浸出水のみ暗渠にて処理すること、**在来の溪床には必ず暗渠を設置**することを記載。
- **工事中及び工事完了後の防災**：工事中の土砂の流出や河川汚濁防止のため、**防災ダム等の措置**を行う必要があること、また工事完了後の土砂流出を防止するため**沈砂池**を設けなければならないことを記載。

### 6. 盛土の施工上の留意事項

- **山地・森林における複雑性・脆弱性が懸念される地盤の場合**には、脆弱な地盤を排除する等、**適切に基盤面を処理**することを追記。
- 盛土材料の搬入に当たり、土質、含水比等の盛土材料の性質が計画と逸脱していないこと等、**盛土材料として適切か確認**する必要があることを追記。加えて、土壌汚染対策法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、他法令の規制に照らして盛土材料としての使用が適当ではない物質を含まないようにしなければならない旨を記載。

### 7. 盛土の維持管理（新規）

- **土地の所有者、管理者又は占有者は、盛土に伴う災害が生じないよう適切な維持管理により土地の保全に努める必要があること**、維持管理に当たっては、盛土の変状や湧水等の状況を定期的に確認することが望ましいこと等を新たに記載。
- 工事主又は工事施行者は、**維持管理方法について、施工段階から考える**ことが重要である旨を記載。
- 都道府県知事等は、土地の所有者等、工事主又は工事施行者に対し、盛土規制法に基づき、**災害の防止のため必要な措置をとることを勧告できる**旨を記載。

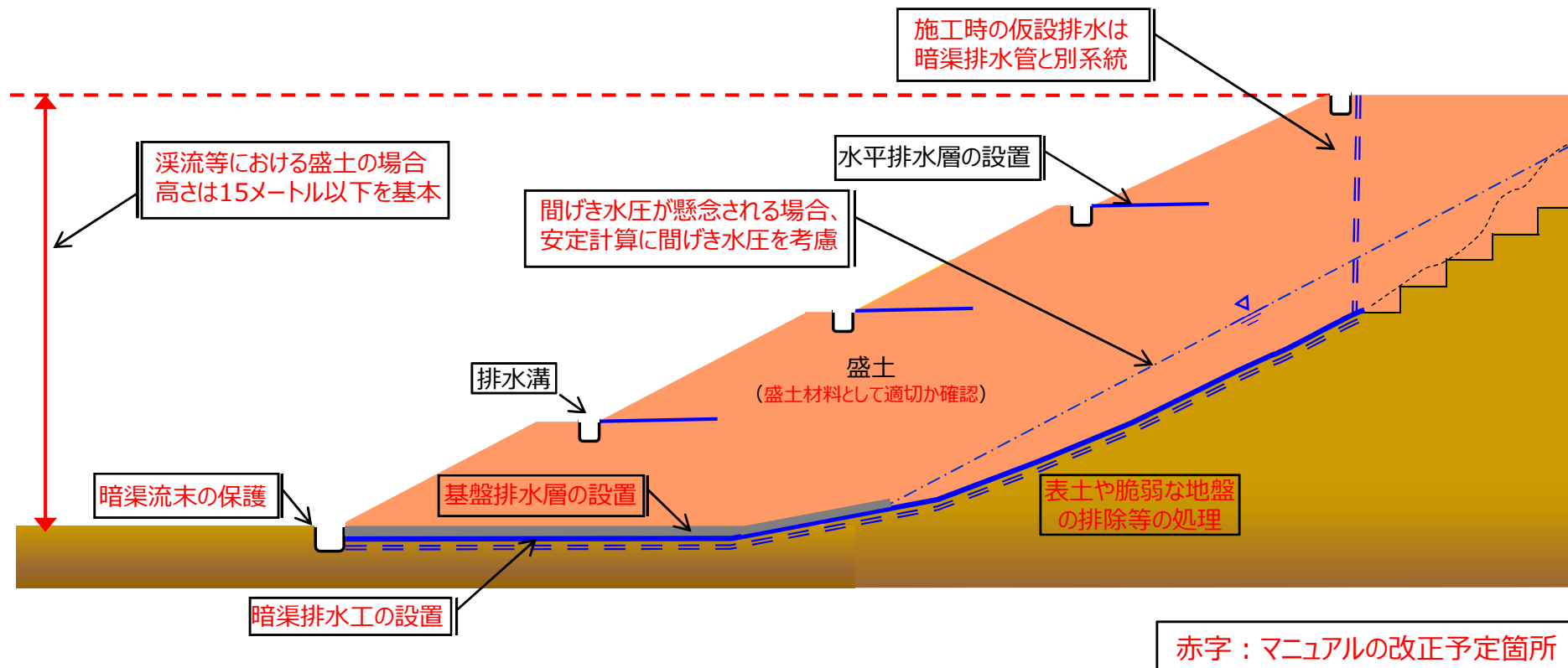


## 【マニュアル改正事項】

- 山地・森林等の場が有する複雑性・脆弱性への留意点
- 排水施設等についての記載の強化
  - 暗渠排水工、基盤排水層の設置
  - 暗渠流末の処理
  - 施工時の仮設排水対策
- 間げき水圧が懸念される場合、安定計算に間げき水圧を考慮
- 上記に加え渓流等における盛土の場合、以下の措置
  - 盛土の高さは15メートル以下を基本
  - 高さにかかわらず、二次元の安定計算の実施
  - 流れに接する場合等は、構造物によるのり面の保護
  - 流水は開水路、地山からの浸出水は暗渠工による処理
  - 工事中の防災措置として防災ダム等の設置
  - 工事完了後の防災措置として、沈砂池の設置

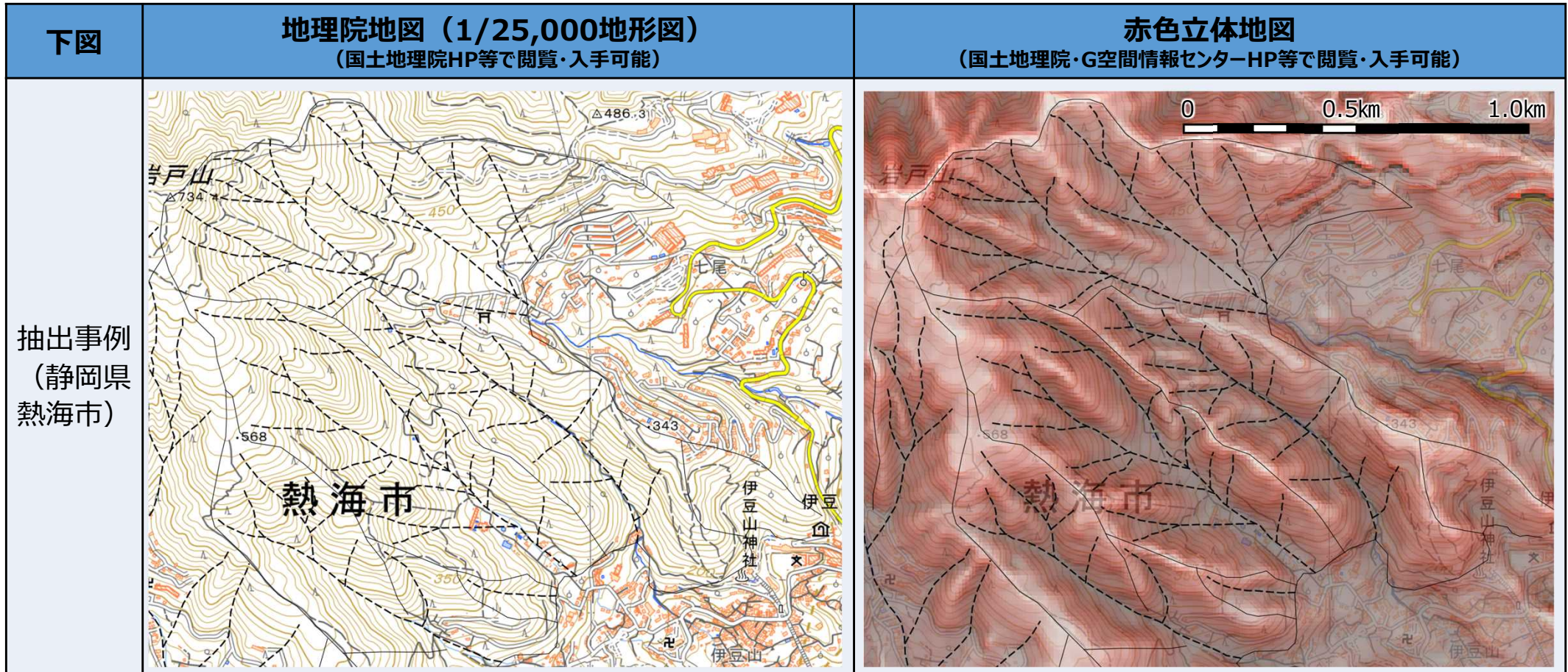
※この図はマニュアルに記載する盛土に関する技術的助言の改正点について概念を示したもの

- 渓流等における高さ15メートル超の盛土の安定検討
  - 間げき水圧の考慮を標準とする
  - 液状化判定等の実施
  - 規模の大きな盛土は三次元解析の実施



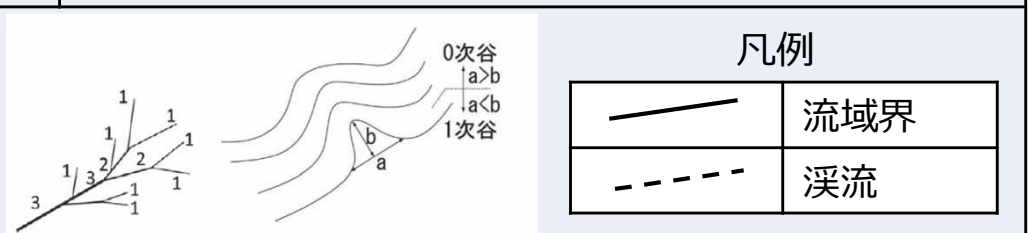
# 【参考】「溪流等における盛土の措置」の対象斜面について

- 「**溪流等における盛土**」は崩壊発生時に溪流を流下し大規模な災害となることから、**盛土高さや排水施設等において適切な措置を講ずる**必要がある。
- 「**溪流等**」とは、常時流水を認める溪流に加え、**雨水や地下水が集中しやすい地形**を示す。
- 本項では、溪流等のうち**集水性が高いと考えられる一連の谷地形（ゼロ次谷まで）**を抽出する方法として、1/25,000地形図や赤色立体図等を基礎資料とする手法を示すことを想定している。



備考

※一連の谷地形の抽出方法；  
等高線の凹地形状を参考に、ゼロ次谷までを一連の谷地形として抽出



出典：河川砂防技術基準 調査編



## VI 切土

マニュアル改正案 7～9ページ

### 【改正方針】

- 長大切土のり面に限定していた維持管理の対象を、切土のり面全体に拡大

### 5.切土のり面の維持管理

- 土地の所有者は、切土のり面における災害が生じないよう適切な維持管理により土地の保全に努める必要があることについて記載。
- 都道府県知事等は、土地の所有者等、工事主又は工事施行者に対し、災害の防止のため必要な措置をとることを勧告できる旨を記載。

## VII のり面保護工及びその他の地盤面の措置

マニュアル改正案 9～10ページ

### 【改正方針】③

- 新たに規定した崖面以外の地盤面について講ずる措置について記載

### 1.のり面保護工及びその他の地盤面の措置の基本的な考え方

- 土地の造成を行う場合、植生が失われ裸地となることで侵食や洗堀が生じ崩壊が発生することが懸念される。このため、のり面保護工により、のり面及びその他の地盤面を保護することについて記載。
- 崖面以外の地盤面についても、侵食等により不安定化することを抑制するために、のり面緑化工等により地盤面を保護するものとするについて記載。

### 3.のり面保護工の選定

- 植生可能なのり面では、植生による被覆効果及び根系の緊縛効果がのり面の安定性向上に寄与することに着目し、のり面緑化工を基本とする旨を記載。

### 7.崖面以外の地盤面に講ずる措置（新規）

- 崖面以外の地盤面についても、侵食や崩壊を防止するため、排水施設等の設置により適切に排水を行うとともに、植生工等により地盤面を保護する必要があることについて記載。
- 太陽光発電施設等の施設が設置される地盤については、施設の設置に伴う雨水の流出量の増大等が生じ、侵食を生じやすくなることが想定されるため、十分な検討を行うことが大切であることについて記載。



崖面以外の傾斜地への植生の導入・筋工等の措置



## IX 崖面崩壊防止施設（新規）

マニュアル改正案 12～13ページ

### 【改訂方針】④

- 崖面崩壊防止施設は、擁壁と異なる特性を有しており、擁壁の機能及び性能の維持が困難となる場合等に擁壁に代えて設置するが、適用可能な条件が限られるため、適用にあたっての基本的な考え方、種類及び選定、設計・施工上の留意事項について概要を記載

### 1. 崖面崩壊防止施設の基本的な考え方

- 崖面崩壊防止施設の特性として、**地盤の変動が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができ、地下水を有効に排除することが可能な構造を有する旨を記載。**
- 崖面崩壊防止施設は、擁壁と同様に、**土圧、水圧及び自重等により損壊、転倒、滑動又は沈下しない構造とする旨を記載。**
- 崖面崩壊防止施設の設置に当たっては、**過大な土圧が作用する場合や、保全対象に近接する場合等に適用性を慎重に判断する必要がある旨を記載。**
- 特に、**住宅建築物を建築する宅地の地盤に用いられる擁壁の代替施設としては利用できない旨を記載。**  
※崖面崩壊防止施設を用いた盛土等の用途変更が想定される場合は、**がけ条例に基づく敷地の安全性確認をすることが必要。**  
がけ条例が整備されていない場合は、崖面崩壊防止施設は適用すべきではなく、許可時に条件を付すこと等により、用途変更時の安全を確保する必要がある旨を解説に記載。

### 2. 崖面崩壊防止施設の種類及び選定

- 代表工種として、**鋼製枠工や大型かご枠工、ジオテキスタイル補強土壁工**を記載。
- 工種の選定に関する留意事項として、**施工箇所と保全対象との位置関係等について調査し、必要な強度、耐久性等その安全性について十分な検討が必要である旨を記載。**

### 3. 崖面崩壊防止施設の設計・施工上の留意事項

- 崖面崩壊防止施設の種類によって設計方法や材料が異なるため、**選定した崖面崩壊防止施設に応じた安定性の検討等が必要**であることを記載。
- 崖面崩壊防止施設自体は、**損壊、転倒、滑動、沈下について安全性を検討する旨を記載。**

## 項目

## 崖面崩壊防止施設

## 擁壁

適用事例



鋼製枠工



コンクリート擁壁



大型かご枠工



ジオテキスタイル補強土壁工

## X I 自然斜面等への配慮

マニュアル改正案 18～19ページ

### 【改訂方針】①

- 山地・森林の場が有する性質について記載し、周辺への影響を考慮する旨を記載
- 盛土による影響として、雨水や地下水の流出過程の改変や流域界を越えた流入等、特に留意が必要な事項を記載

- 山地・森林、丘陵地等の複雑性や脆弱性を考慮した開発事業等の実施が必要である旨を記載。
- 特に、盛土が周辺の雨水や地下水の流出過程の改変を引き起こすことや、流域界を越えて地下水が流入する可能性があるため、留意が必要である旨を記載。

## XIV その他の留意事項

マニュアル改正案 23ページ

### 【改訂方針】

- 建設発生土の取り扱い（搬出先の明確化等）について記載

### 2.建設副産物に対する基本的な考え方

- 建設副産物は、発生を抑制することが原則であるが、やむを得ない場合、資源の有効な利用確保を図るとともに、適正処理の徹底を行うことに加え、開発事業等に伴う建設副産物の搬出行為のみならず、建設発生土の有効利用が不法な盛土等の発生の防止を図る上で重要である旨を記載。

### 3.建設発生土の搬出先の明確化

- 建設発生土の取り扱いについては、不法な盛土等の発生及び建設発生土の不適正な利用等を防止する観点から、搬出先の適正確保と資源としての有効活用を一体的に図ることが、建設発生土の不適正処理の防止に効果的である旨を記載。
- 資源有効利用促進法等に基づく再生資源利用促進計画制度により、建設発生土を一定規模以上搬出する建設工事について搬出先の明確化を図る旨を記載。



## XV 施工管理と検査

マニュアル改正案 23～24ページ

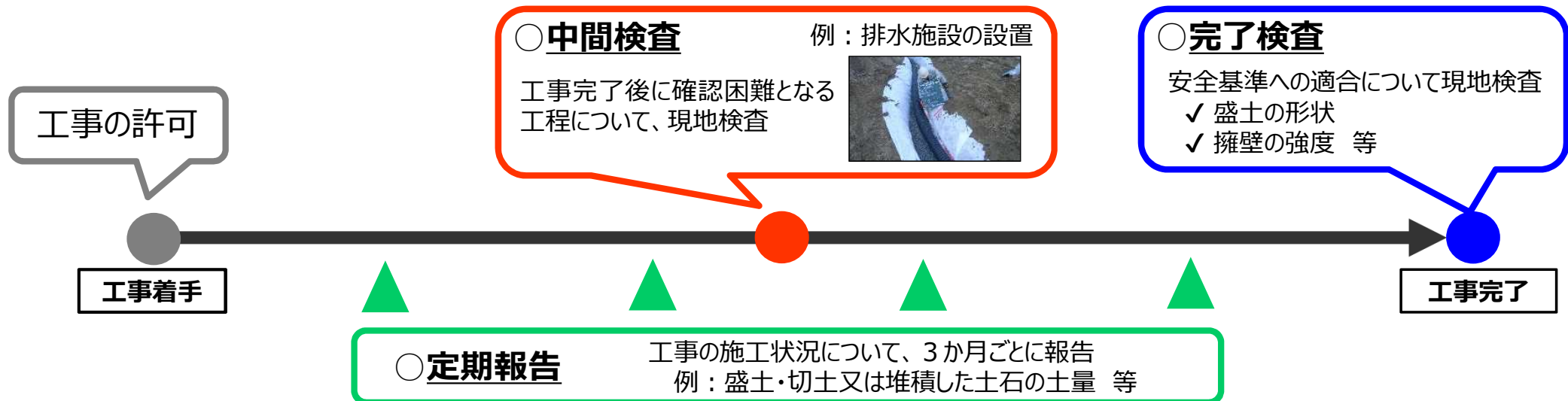
### 【改正方針】⑤

- 盛土の品質を確保するため、中間検査、完了検査、定期報告について新たに記載

### 2.検査・定期報告

- 検査・定期報告は、盛土及び切土に関する工事が許可の内容に適合していることを確認するため、**工事の各段階で行う中間検査と工事完了時に行う完了検査、また、完了検査までの3か月ごとに行う定期報告**による審査が必要である旨を記載。
- 検査は、一般に、設計・施工についての図面、写真等の関係図書による審査、目的物の目視及び検測により行われる旨を記載。
  - ・**中間検査**：施工後に確認することのできない箇所として、**排水施設（特定工程）**を対象に行う旨を記載。また、**その他各自治体が条例で定める特定工程についても対象とする旨**を記載。
  - ・**完了検査**：当該工事が**開発事業等の許可の内容に適合していることを判定する旨**を記載。
  - ・**定期報告**：**3か月ごとに工事の進捗等を報告する旨**を記載。また、**その他各自治体が条例で定める報告事項についても対象とする旨**を記載。

### 【参考】施工中・完了時の安全確認の概念図



## XVI 土石の堆積（新規）

マニュアル改正案 24～26ページ

### 【改正方針】⑥

- 土石の堆積の定義や基本的な考え方、設計・施工上の留意事項、定期報告について記載
- 堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置について記載

### 1. 土石の堆積の定義

- 土石の堆積の定義について、**一定期間を経過した後に除却することを前提とした、土石を一時的に堆積する行為**と記載。
- **土石の堆積の許可期間は最大5年**とする旨を記載。

### 2. 土石の堆積の基本的な考え方

- 土石の堆積は行為の性質上、**締固め等の盛土の崩落防止に資する技術的基準を適用することは適当ではないため、盛土とは異なる基準**となる旨を記載。
- 周辺の保全対象に影響を及ぼさないような規制として、**政令で規制されている堆積高さ、空地、その他の措置**を記載。
  - ・ 土石を堆積する土地（空地を含む）の地盤の勾配は10分の1以下
  - ・ 地表水等の浸透による緩み等が生じない措置
  - ・ 開発事業等実施地区外からの地表水の流入による土石の崩壊防止措置として、適切な排水措置等
  - ・ 次のいずれかによる周辺の安全確保及び柵等の設置、又は鋼矢板等その他必要な措置
    - 1) 堆積する土石の高さが5メートル以下の場合、当該高さを超える幅の空地の設置
    - 2) 堆積する土石の高さが5メートル超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地の設置

### 3. 土石の堆積の設計・施工上の留意事項

- 土石の堆積を行う際の留意事項として、**原地盤の適切な把握、周辺の安全確保が可能な計画、受け入れ時の材料の確認が必要**な旨を記載。

### 4. 堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置

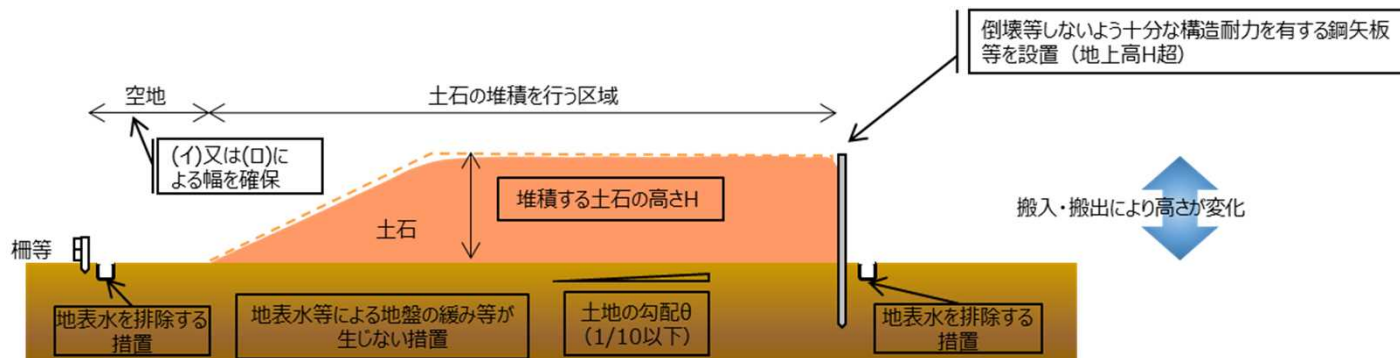
- 堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置の定義や設計方法、検査方法等について概要を記載。
- 堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する代表的な措置方法を記載。

### 5. 土石の堆積の定期報告及び検査

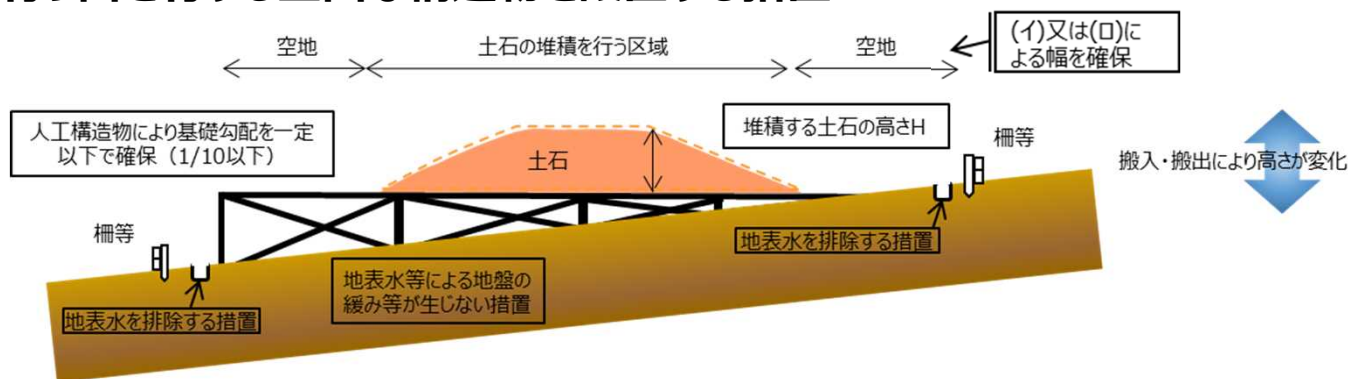
- 土石の堆積を行う際の定期報告や、堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置の検査を実施する旨を記載。
- 定期報告及び検査を行う際の留意事項として、堆積形状や期間等、**計画から逸脱していないか確認する**旨を記載。

## 【代表的な措置の概念図】

### (例1) 土石を堆積する高さを超える鋼矢板等の設置



### (例2) 土石の堆積を行う面を有する堅固な構造物を設置する措置



### (例3) 次の①②を全て満たす措置

- ① 堆積した土石の土質等に応じた緩やかな勾配で土石を堆積する等の措置
- ② 堆積した土石を防水性のシートで覆う等の措置

